



平成 23 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名：株式会社カネカ
(コード：4118 東証・大証・名証 各第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 菅原 公一
問合せ先：広報室長 堀内 泰治
(TEL：06-6226-5019)

韓国及び米国企業に対する、
ポリイミドフィルム製品に関する米国国際貿易委員会への申立について

当社は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日（現地時間）、韓国のポリイミドフィルム製造会社：SKC KOLON PI, Inc.（以下、SKPI）、並びに、SKPI 製ポリイミドフィルムの米国輸入業者：SKC, Inc.（以下、SKC）を相手方として、当社が所有するポリイミドフィルムに関する米国特許第 6,264,866 号、同第 6,746,639 号、同第 7,018,704 号及び同第 7,691,961 号の特許侵害についての調査、並びに、SKPI 製ポリイミドフィルムの輸入の禁止、既に輸入された当該製品の再販の禁止、当該製品のマーケティング・宣伝広告・展示および当該製品の販売や使用のための保管の中止を内容とする排除命令を求めて、米国国際貿易委員会*（以下、ITC）への申立を行いました。

*ITCは、米国特許の国内外の権利者が米国市場から特許を侵害する製品を排除するための手段のひとつであり、迅速審理が可能な準司法的な連邦機関です。ITCは、米国関税法337条（合衆国法典第19編第1337条）により、輸入品による特許侵害や輸入品に関わる不正競争についての申立に基づき、これに対応する権限を持っています。ITCは、独自の制度と手続きを持っており、裁判よりも、迅速な判断と、侵害製品の輸入業者、製造業者あるいは販売業者に対する速やかな対処が可能です。

当社は、2010 年（平成 22 年）7 月 26 日に米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所において米国特許第 5,075,064 号と上記 4 件の特許に基づき SKPI と SKC を被告とする侵害訴訟を提起し、差止と損害賠償を求めておりますが、今回の ITC への申立はこの追加的措置となります。

以 上